

琉球大学学術リポジトリ

障害者就業・生活支援センターによる知的障害者への支援内容と特別支援学校との連携の実態

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部附属障害児教育実践センター 公開日: 2009-06-05 キーワード (Ja): 障害者就業・生活支援センター, 連携, 特別支援学校 キーワード (En): 作成者: 田中, 敦士, 細川, 徹, 稲垣, 真澄, Tanaka, Atsushi, Hosokawa, Toru, Inagaki, Masumi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/10756

障害者就業・生活支援センターによる知的障害者への 支援内容と特別支援学校との連携の実態

田中 敦士* 細川 徹** 稲垣 真澄***

A study on support for persons with intellectual disabilities and the
cooperation between schools for special needs education for
employment and living support centers for persons with disabilities

Atsushi Tanaka* Toru Hosokawa** Masumi Inagaki***

和文要旨

全国の障害者就業・生活支援センター及び障害者雇用支援センターの支援内容と養護学校（現：特別支援学校）との連携の実態を明らかにすることを目的とした。全国の障害者就業・生活支援センター（75ヵ所）及び障害者雇用支援センター（14ヵ所）を対象とし、郵送法による質問紙調査を実施した。知的障害者の就職・離職状況、社会資源を活用するための支援策、養護学校等との連携について調べた。その結果、社会資源を活用する支援策として、両センター間で大きな差がみられた。障害者就業・生活支援センターでは関係機関と連携して社会資源を活用しているが、雇用支援センターでは特に生活面の支援が不十分であるセンターが多かった。養護学校等との連携については、在学中の生徒に対する支援を行っていないセンターは20%に上り、学校が地域と連携して策定する個別移行支援計画の認知度についても、内容までよく知っているのは4割弱のセンターにとどまった。

Key words; 障害者就業・生活支援センター 連携 特別支援学校

I はじめに

わが国の障害者就業（就労）支援施策は、旧厚生省が所管する福祉施設を中心とした「福祉的就労」と旧労働省が進めた企業・事業所での「雇用（一般雇用）」とに分かれて、それぞれに事実上独立した形で発展してきた。

就職が困難な重度障害者の職業的自立を促進するためには、地域において福祉と雇用の連携を図りながら、就職・職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行う必要があった。市町村での雇用領域と福祉領域とが連携をしていくための施設として、1994年の障害者雇用促進法改正で制度化されたのが障害者雇用支援センターである。障害者雇用支援センターは、地域障害者職業センターなどとの密接な協力のもとに、主として授産施設などを利用して障害者の就職を支援するための職業的サービス提供を目的としたものである。業務内容は、職業生活に至るまで継続的な支援の必要な障害者に対して、就職と職場定着までの相談、

* University of the Ryukyus

** Tohoku university

*** National Institute of Mental Health, National Center of Neurology and Psychiatry

支援を行うことである。

1998年には、社会福祉法人が設置する通勤寮（就労している知的障害者の利用する20人以上の施設）や障害者能力開発施設（職業能力開発促進法によって規定されている公共職業能力開発施設）などに併設される「あっせん型雇用支援センター」が制度化された。業務内容は、障害者雇用支援センターとほぼ同様だが、身体障害者・知的障害者・精神障害者の就業危機に関するケアマネージメント機能を果たすための総合相談の窓口を開設し、地域の社会資源を掘り起こしコーディネートしたり、職業準備訓練を他の機関にあっせんしたり、職業準備訓練前の基礎訓練を設置者の施設や機関で実施する。

1999年3月の「地域障害者雇用支援ネットワークに関する研究会報告書」（労働省：地域障害者雇用支援ネットワークに関する研究会）で、障害者の雇用を支援するには、労働・福祉・医療・教育等の各機関で施策連携して提供できる枠組みを構築していく必要性や、障害者側と事業主の側がともに安心して障害者雇用に取り組めるような支援ネットワークの形成の必要性などが明記された。それらの提言をもとに、地域の福祉施設等に就業支援機能を付加するため、就業支援と生活支援を一体的に提供する拠点を地域に構築する観点から、旧厚生省と旧労働省の連携のもとに「障害者就業・生活支援の拠点づくりの試行的事業」が1999年度に開始された。同事業においては、労働行政は雇用支援センターの事業を活用して就業支援を、また福祉行政は知的障害者生活支援事業を活用してそれぞれ担当することになった。

障害者雇用施策の対象は、従来の身体障害者中心から知的障害者や精神障害者へと拡大してきた。それに加え、障害者の社会的自立志向の高まりや、障害者雇用の重要性や責任についての企業等の認識の深まり等に伴い、従来の身体障害者を対象にした支援策だけでは、事業所への就職や就業継続が困難なことも浮き彫りとなってきた。そこで必要とされるのは、職業生活を支えるという観点から、関係する支援機関、特に就業面と生活面が密接に連携して総合的に対応することであった。

これらのニーズに的確に対応し、障害者の就業・生活を通じた総合的な支援を行っていくために、

これまでの施策の枠にとらわれることなく、障害者のライフステージも踏まえつつ、「働く」ことに焦点を当てて、雇用・福祉・医療等の施策が一体的に展開できる枠組みが重要になってきた。

そのような中で、厚生省と労働省の連携のもとに1999年に開始された「障害者就業・生活支援の拠点づくりの試行的事業」は、これまで、縦割りだった障害者福祉制度と障害者雇用制度とが相互に乗り入れたものとして関係者から注目された。「障害者就業・生活支援の拠点づくりの試行的事業」は2年間の試行期間を経て、2001年度から「障害者就業・生活総合支援事業」として本格的に実施された。

就業・雇用支援と生活支援とを一体化した支援のために、通勤寮における生活支援ワーカーが重要な役割を担った。また、障害者能力開発施設にも生活支援ワーカーが配置され、通勤寮と同様に重要な役割を担うこととなった。この事業の成果を踏まえ、2002年度には、障害者就業・生活支援センターを地域における雇用、福祉、教育等関係機関の連携の拠点とする事業を全国で実施するため「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正」により、「障害者就業・生活支援センター」として制度化され、本格実施となった。

以上、障害者就業・生活支援センターの設立された経緯について概観してきたが、実践現場での具体的な支援内容の実態については十分に明らかになっていない。個々の障害者就業・生活支援センターの実践内容についてはいくつか報告があり、紀南障害者就業・生活支援センター（北山、2006³；永井、2004⁵；金子、2003¹）、北九州市障害者就業・生活支援センター（渡辺、2004⁸）、豊橋障害者就業・生活支援センター（鈴木、2003⁶）などがあげられる。また、総説的な論文としては、小林（2002）⁴、高橋（2002）⁷、依田（1999）⁹などがある。しかし、全国的な支援実態について、データをもとに考察している論文はほとんど見当たらない。2003年度中に運営された45の障害者就業・生活支援センター（2002年度末36センター）からの業務状況報告をとりまとめた厚生労働省の資料「平成15年度における障害者就業・生活支援センターの業務状況」にも、具体的な支援内容や連携の状況は触れられていない。筆者もこれまで

に20センター程度を訪問したが、支援内容はセンター間でかなりの温度差があるのが現状である。特に養護学校（現：特別支援学校）との連携についての全国的な実態については、2008年現在においても十分な研究報告がない。

そこで本稿では、養護学校との連携を中心に、障害者就業・生活支援センターの支援の実態を明らかにすることを目的とした。その際、生活支援機能を伴わない障害者雇用支援センターも調査対象に含めて比較検討した。

II 方法

1 調査対象

全国の障害者就業・生活支援センター（75カ所）及び障害者雇用支援センター（14カ所）の合計89カ所（平成16年10月現在の全数）を対象とした。記入は就業支援ワーカーに依頼したが、他の職員と分担記入しても構わないこととした。

2 手続き

(1) 調査方法

郵送法による質問紙調査とした。回答後の調査票は、予め同封した返信用封筒に入れて返送するよう求めた。

(2) 調査期間

2004年11月15日に調査票を発送し、2005年1月15日到着分までを分析対象に加えた。

(3) 調査内容

調査依頼状、調査票、返信用封筒の一式を各支援センターの就業支援ワーカー宛に送付した。本稿で取り上げた調査項目は以下の3点である。

① 知的障害者の就職・離職状況

昨年度（平成15年4月～平成16年3月）における知的障害のある利用者のうち、新規就職の知的障害者数、6ヶ月未満での離職者数について質問した。

② 社会資源を活用するための支援策

就職後の知的障害者、家族及び支援者に対し、社会資源を活用するための方策としてどのような支援を実施しているのかについての質問項目を設

けた。

③ 養護学校等との連携

養護学校等との連携の実態を明らかにするため、養護学校等在学中の知的障害のある生徒への支援の実態や個別移行支援計画の認知度、旅費等の支給なしに学校のケース会議への参加が可能であるか否かを問う質問項目を設けた。

3 倫理面の配慮

調査は無記名式の郵送調査とし、調査回答依頼状には、「ご回答いただきました内容につきましては統計的に分析するもので、調査以外の目的には一切使用いたしません」と明記した。

III 結果

1 センター別回収率

今回の調査の有効回答は89カ所中の55カ所で、全体での回収率は61.8%であった。このうち、センター別の回収率は、障害者就業・生活支援センター61.3%、障害者雇用支援センター64.3%であった（表1）。

表1 センター別回収率

センター種	調査依頼数	調査回答数	調査未回答数	回収率
就業・生活支援センター	75	46	29	61.3%
雇用支援センター	14	9	5	64.3%
全体	89	55	34	61.8%

2 知的障害者の就職・離職状況

(1) 新規就職者数

昨年度（平成15年4月～平成16年3月）のセンターにおける知的障害のある利用者のうち、新規就職者数の平均は、障害者就業・生活支援センター

表2 新規就職者数の基本統計量 (人)

センター種	平均	SD	最大	最小	n
就業・生活支援センター	12.18	11.14	64	0	39
雇用支援センター	14.33	6.22	28	8	9
全体	12.60	10.38	64	0	48

が12.2±11.1人（最大64人、最小0人）、障害者雇用支援センターが14.3±6.2人（最大28人、最小8人）、全体が12.6±10.4人（最大64人、最小0人）であった（表2）。

(2) 離職者数

昨年度（平成15年4月～平成16年3月）のセンターにおける知的障害のある利用者のうち、6ヶ月未満の離職者数の平均は、障害者就業・生活支援センターが1.5±1.8人（最大7人、最小0人）、雇用支援センターが1.2±1.3人（最大4人、最小0人）、全体が1.5±1.7人（最大7人、最小0人）であった（表3）。

表3 6ヶ月未満での離職者数の基本統計量 (人)

センター種	平均	SD	最大	最小	n
就業・生活支援センター	1.54	1.83	7	0	39
雇用支援センター	1.22	1.30	4	0	9
全体	1.48	1.74	7	0	48

(3) 職場定着者数

昨年度（平成15年4月～平成16年3月）のセンターにおける知的障害のある利用者のうち、6ヶ月以上の職場定着者数の平均は、障害者就業・生活支援センターが10.6±10.3人（最大59人、最小0人）、雇用支援センターが13.1±5.3人（最大24人、最小8人）、全体が11.1±9.5人（最大59人、最小0人）であった（表4）。

表4 6ヶ月以上の職場定着者数の基本統計量 (人)

センター種	平均	SD	最大	最小	n
就業・生活支援センター	10.64	10.26	59	0	39
雇用支援センター	13.11	5.32	24	8	9
全体	11.10	9.53	59	0	48

(4) 離職率

昨年度（平成15年4月～平成16年3月）のセンターにおける知的障害のある利用者のうち、6ヶ月未満の離職者の割合は、障害者就業・生活支援センター12.6%、雇用支援センター8.5%、全体11.8%であった（表5）。

表5 離職率 (人)

センター種	就職者	離職者	離職率(%)	n
就業・生活支援センター	475	60	12.6	39
雇用支援センター	129	11	8.5	9
全体	604	71	11.8	48

(5) 職場定着率

昨年度（平成15年4月～平成16年3月）のセンターにおける知的障害のある利用者のうち、職場定着者の割合は、障害者就業・生活支援センターが87.4%、障害者雇用支援センターが91.5%、全体が88.3%であった（表6）。

表6 職場定着率 (人)

センター種	就職者	離職者	離職率(%)	n
就業・生活支援センター	475	415	87.4	39
雇用支援センター	129	118	91.5	9
全体	604	533	88.3	48

3 社会資源を活用するための方策

就職中の知的障害者、家族及び支援者に対し、社会資源を活用するための方策の実施状況を表7に示した。障害者就業・生活支援センターでは、「各種助成制度等の紹介」と答えたセンターが35ヵ所（79.5%）と最も多く、次いで「余暇活動の支援」（34ヵ所、77.3%）、「コミュニケーションの支援」（31ヵ所、70.5%）、「医療機関の紹介」（30ヵ所、68.2%）、「通勤や移動の支援」（29ヵ所、65.9%）であった。

障害者雇用支援センターでは、「余暇活動の支援」と答えたセンターが7ヵ所（77.8%）と最も多く、次いで「通勤や移動の支援」（6ヵ所、66.7%）、「料理等の指導」（5ヵ所、55.6%）、「医療機関の紹介」（5ヵ所、55.6%）、「権利擁護相談や機関の紹介」（5ヵ所、55.6%）、「各種助成制度等の紹介」（5ヵ所、55.6%）、「生活情報の提供」（5ヵ所、55.6%）であった。

表7 社会資源を活用するための方策の実施状況

	(%)		
	就業・生活支援センター(n=44)	雇用支援センター(n=9)	全体(n=53)
(1) 福祉機器の利用助言	0.0	0.0	0.0
(2) 情報機器やインターネットの使用指導	20.5	11.1	18.9
(3) 料理等の指導(料理、裁縫)	38.6	55.6	41.5
(4) コミュニケーションの支援	70.5	44.4	66.0
(5) 余暇活動の支援	77.3	77.8	77.4
(6) 通勤や移動の支援	65.9	66.7	66.0
(7) 性教育・結婚生活の支援	38.6	33.3	37.7
(8) ピアカウンセリングの実施	18.2	11.1	17.0
(9) 医療機関の紹介	68.2	55.6	66.0
(10) ボランティア団体の紹介	25.0	44.4	28.3
(11) セルフヘルプ活動の支援や紹介	25.0	11.1	22.6
(12) 権利擁護相談や機関の紹介	63.6	55.6	62.3
(13) 住宅の紹介	54.5	11.1	47.2
(14) 各種助成制度等の紹介	79.5	55.6	75.5
(15) 就労・自立支援セミナー等の開催	45.5	44.4	45.3
(16) 生活情報の提供(交通、ホテル、買物、映画、音楽等)	59.0	55.8	58.5
(17) その他	6.8	11.1	7.5

M.A

全体では、「余暇活動の支援」と答えたセンターが41カ所(77.4%)と最も多く、次いで、「各種助成制度等の紹介」(40カ所、75.5%)、「コミュニケーションの支援」(35カ所、66.0%)、「通勤や移動の支援」(35カ所、66.0%)、「医療機関の紹介」(35カ所、66.0%)であった。

「その他」には、3級ホームヘルパー講習や生活支援センターの紹介、居宅支援事業等の紹介、ジョブコーチを活用した職場定着の支援等があった。「福祉機器の利用助言」の項目については両センターとも社会資源を活用するための方策とし

て実施されてはなかった。

障害者就業・生活支援センターと障害者雇用支援センターを比較して20%以上の差がみられたのは、「コミュニケーションの支援」と「住宅の紹介」、「各種助成制度の紹介」で、いずれも障害者就業・生活支援センターの方が高かった。

4 養護学校等との連携

(1) 養護学校等在学中の知的障害のある生徒への支援

養護学校等在学中の知的障害のある生徒への支

表8 養護学校等在学中の知的障害のある生徒への支援

	(カ所)		
	就業・生活支援センター	雇用支援センター	全体
(1) 行っている	37 (80.4%)	7 (77.8%)	44 (80.0%)
(2) 行っていないが、必要性は感じている	8 (17.4%)	2 (22.2%)	10 (18.2%)
(3) 行っていないし、必要もない	1 (2.2%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)
合計	46(100.0%)	9 (100.0%)	55(100.0%)

援の有無を表8に示した。「(1)行っている」と答えたセンターは、障害者就業・生活支援センターが37カ所(80.4%)、障害者雇用支援センターが7カ所(77.8%)、全体では44カ所(80.0%)であった。

「(2)行っていないが、必要性は感じている」と答えたセンターは、障害者就業・生活支援センターが8カ所(17.4%)、障害者雇用支援センターが2カ所(22.2%)、全体では10カ所(18.2%)であった。

「(3)行ってもいないし、必要もない」と答えたセンターは、障害者就業・生活支援センターが1カ所(2.2%)であった。障害者雇用支援センターでは(3)に回答したセンターはなく、全体では1カ所(1.8%)であった。

(2) 支援を行っていない理由

1で「行っていない」と回答((2)、(3)に回答)した理由について表9に示した。「(1)在学中の支援は、学校がやるべきだから」と回答したセンターは、障害者就業・生活支援センターが1カ所(11.1%)、障害者雇用支援センターが1カ所(50.0%)、全体が2カ所(18.2%)であった。

「(2)これまでにそうした相談や依頼がないから」と回答したセンターは、障害者就業・生活支援センターが3カ所(33.3%)、障害者雇用支援センターでは回答したセンターがなく、全体は3カ所(27.3%)であった。

「(3)在学中の支援まで行う余裕がないから」と回答したセンターは、障害者就業・生活支援センターが2カ所(22.2%)、障害者雇用支援センターでは回答したセンターがなく、全体は2カ所(18.2%)であった。

「(4)その他」と回答したセンターは障害者就業・生活支援センターが3カ所(33.3%)で、その理由は「養護学校が支援の受け入れに消極的であったり拒否的であったりする」、「平成16年度に立ち上がったばかりで相談はあるが実際の支援はない状況」、「今後行う予定がある」といったものであった。障害者雇用支援センターが1カ所(50.0%)で、その理由は「支援対象者の範囲とされていない」といったものであった。全体は4カ所(36.4%)であった。

(3) 学校が作成する個別移行支援計画についての認知度

個別移行支援計画についての認知度を表10に示した。「(1)知らない」と回答したセンターは、障害者就業・生活支援センターが4カ所(8.9%)、障害者雇用支援センターでは回答したセンターがなく、全体が4カ所(7.5%)であった。

「(2)名称は知っている」と回答したセンターは、障害者就業・生活支援センターが22カ所(48.9%)、障害者雇用支援センターが6カ所(75.0%)、全体が28カ所(52.8%)であった。

「(3)内容までよく知っている」と回答したセン

表9 行っていないと答えた理由

	(カ所)		
	就業・生活支援センター	雇用支援センター	全 体
(1) 在学中の支援は、学校がやるべきだから	1 (11.1%)	1 (50.0%)	2 (18.2%)
(2) これまでにそうした相談や依頼がないから	3 (33.3%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)
(3) 在学中の支援まで行う余裕がないから	2 (22.2%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)
(4) その他	3 (33.3%)	1 (50.0%)	4 (36.4%)
合 計	9 (100.0%)	2 (100.0%)	11(100.0%)

ターは、障害者就業・生活支援センターが19カ所（42.2%）、障害者雇用支援センターが2カ所（25.0%）、全体が21カ所（39.6%）であった。

個別移行支援計画に対する認知度は施設間で格差がみられることがわかった。

(4) 旅費等の支給なしに、学校からケース会議（相談会議）への出席を求められた場合への対応

学校からケース会議（相談会議）への参加を求められた場合、旅費等の支給なしに参加は可能かという質問項目についての回答を表11に示した。障害者就業・生活支援センターでは、「(1)基本的に可能」と回答したセンターが41カ所（89.1%）と最も多く、次いで「(3)年2～3回であれば可能」と回答したセンターが2カ所（4.3%）、「(4)基本的に困難」と回答したセンターが2カ所（4.3%）、「(2)月に一回程度であれば可能」と回答したセンターが1カ所（2.2%）であった。

一方、障害者雇用支援センターでは、「(1)基本的に可能」と回答したセンターが6カ所（66.7%）と最も多く、次いで「(3)年2～3回であれば可能」と回答したセンターが3カ所（33.3%）であった。

全体では、「(1)基本的に可能」と回答したセン

ターが47カ所（85.5%）と最も多く、次いで「(3)年2～3回であれば可能」と回答したセンターが5カ所（9.0%）、「(4)基本的に困難」と回答したセンターが2カ所（3.6%）、「(2)月に一回程度であれば可能」と回答したセンターが1カ所（1.8%）であった。

IV 考察

1 障害者就業・生活支援センターおよび雇用支援センターの支援実態と課題

社会資源を活用する方策として、障害者就業・生活支援センターと障害者雇用支援センター間で大きな差がみられた。例えば、「コミュニケーションの支援」では、前者が70.5%に対し後者が44.4%、「住宅の紹介」が79.5%に対し55.6%であった。障害者就業・生活支援センターでは関係機関と連携して社会資源を活用しているが、雇用支援センターでは特に生活面の支援が不十分であるセンターが多いことが示唆された。これは雇用支援センター設置の経緯を考察すると、当初の業務構想に含まれていないことから、ある程度やむを得ないことではある。しかし、障害者本人の視点に立てば、生活面の支援も一体的に受けられるようにする工夫が今後は必要であろう。

表10 個別移行支援計画についての認知度

(カ所)

	就業・生活支援センター	雇用支援センター	全体
(1) 知らない	4 (8.9%)	0 (0.0%)	4 (7.5%)
(2) 名称は知っている	22 (48.9%)	6 (75.0%)	28 (52.8%)
(3) 内容までよく知っている	19 (42.2%)	2 (25.0%)	21 (39.6%)
合計	45(100.0%)	8 (100.0%)	53(100.0%)

表11 学校からケース会議（相談会議）への出席を求められた場合の参加

(カ所)

	就業・生活支援センター	雇用支援センター	全体
(1) 基本的に可能	41 (89.1%)	6 (66.7%)	47 (85.5%)
(2) 月1回程度であれば可能	1 (2.2%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)
(3) 年2～3回であれば可能	2 (4.3%)	3 (0.0%)	5 (9.0%)
(4) 基本的に困難	2 (4.3%)	0 (0.0%)	2 (3.6%)
合計	46(100.0%)	9 (100.0%)	55(100.0%)

2 養護学校との連携の実態と課題

養護学校等在学中の生徒に対する支援を行っていない施設は20%に上った。これまでに養護学校から相談を持ちかけられたことがないという理由が多かったことから、養護学校からの積極的なアプローチが必要であると考えられた。特に、進路指導担当教諭は、進路指導を一人で抱え込まず、関係機関を巻き込んでいこうという意識が必要である。その一方で、養護学校が支援の受け入れに拒否的との回答もあった。お互いがお互いの職務をよく理解し、地域でともに障害者を支えていくという共通理解を図ることが最優先課題であろう。管轄省庁も異なる組織同士が理解し合い、垣根を低くして協力体制を構築するには相当な努力が必要である。研修やセミナーを合同で開催したり、校内研修でセンターの支援者を講師に招くなど、管理職者同士の対話も並行して進め、できることから始めようとする意識が大切である。

個別移行支援計画については、内容までよく把握しているセンターは半数にも及ばなかった。学校が中心となり、卒業後およそ3年間は橋渡しの支援を期待されているため、センターとの協力体制は必要不可欠と言っていいであろう。学校側から協力の呼びかけを積極的に行い、個別移行支援計画の内容をセンターに周知しようとする努力が教員には一層求められている。

個別移行支援計画を作成するためのケース会議（支援会議）に、旅費支給なしでの参加が可能としたセンターは85.5%と大多数を占めた。学校側が会議を主催する場合は、旅費や謝金などの金銭的負担と、事務手続きに伴う事務的負担が大きな障壁となる。しかし、今回の結果から、大半のセンターは金銭的支給を求めているため、個別移行支援計画の意義と活用法がセンターに正しく理解されれば、連携がスムーズに進む土台はあるものと思われる。

個別移行支援計画では、関係機関との情報の共有と役割分担が不可欠となっている。個別移行支援計画が浸透していけば、センターが卒業生を支援するにあたってやりやすい条件となる。これまでは、多くのセンターが養護学校から卒業生の情報提供が受けられず、1から評価が必要となるが多かった。もちろん個人情報に配慮して、

保護者の同意を受けた上での情報共有となるが、学校が蓄積した支援ノウハウは膨大である。こうした支援ノウハウを卒業後も生かし、在学中から卒業後の一貫した指導が可能になれば、職場定着率は間違いなく向上するであろう。

個別移行支援計画は、学校が主体となったケアマネジメントであり、福祉、労働、医療機関もこの計画策定に全面的に協力することが望まれる。ジョブコーチやケアマネージャーの養成研修等においても、個別移行支援計画を取り上げるなど、組織を超えた取り組みが今後必要ではないだろう。

付記

本研究は、厚生労働科学研究「知的障害者の社会参加を妨げる要因の解明とその解決法開発に関する研究」（代表：稲垣真澄）の助成を受け、分担研究者として実施した。本稿は研究成果報告書をもとに加筆修正を加えたものである。調査より3年が経過したが、現在においても資料的価値があるものと判断し取りまとめた。調査にご協力くださいました全国の障害者就業・生活支援センターの皆様方に深く感謝致します。

引用文献

- 金子鮎子 (2003)；編集委員が行く「働きたい」精神障害者の願いを支援--社会福祉法人やおき福祉会 紀南障害者就業・生活支援センター 働く広場 305, 18~23.
- 山守典 (2003)；奨励実践 働く力を生み出す: 紀南障害者就業・生活支援センターでの精神障がい者への就労実践 精神障害とりハビリテーション7(2), 159~163.
- 北山守典 (2006)；障害者就業・生活支援センターにおける相談支援；社会福祉法人やおき福祉会紀南障害者就業・生活支援センター（特集 障害のある人と就労）月刊福祉 89(13), 35~37.
- 林茂夫 (2002)；障害者就業・生活支援センターでの取組 障害者の自立を支えて；障害者就業・生活支援センターの取組（特集 障害者

- 雇用施策；新たな障害者支援の取組；法改正を踏まえて）労働時報 55(9), 18～20.
5. 永井亜紀（2004）；紀南障害者就業・生活支援センターに行くと元気がもらえます（特集 就業支援 最前線）Review 13(2), 21～25.
6. 鈴木康仁（2003）；有機的支援ネットワークの構成要件；豊橋障害者就業・生活支援センターにおける取り組み（特集/雇用・就業支援の新たな取り組み；福祉の動向、福祉との連携）職リハネットワーク53, 28～32.
7. 高橋豊輝（2002）；障害者就業・生活支援センターの試行事業から本格実施へ（特集 地域就労支援を考える）さぼーと49(9), 27～30.
8. 渡辺明広（2004）；地域（市町村）レベルにおける就業と生活の一体的支援；北九州市障害者就業・生活支援センターの支援の実際 静岡大学教育学部研究報告 人文・社会科学篇55, 209～226.
9. 依田晶男（1999）；障害者就業・生活支援センターを拠点としたネットワーク（「厚生労働省」がもたらす可能性）（特集・障害者への支援；個別化とネットワーク）教育と医学 47(12), 1037～1049.